

生 施 第 27 号

教育支援施設利活用方針検討業務に係る公募型プロポーザルの実施について（公告）

令和 7 年 10 月 6 日

生駒市長 小 紫 雅 史

下記業務について、公募型プロポーザル方式による受託候補者の特定をするに当たり、参加者 の募集を行うので、公告する。

記

- 1 業 務 名 教育支援施設利活用方針検討業務
- 2 業務内容及び 別添「教育支援施設利活用方針検討業務に係る公募型プロポーザル実施
提出書類 要領」のとおり
- 3 業務期間 契約締結日から令和 8 年 8 月 31 日(月)まで
- 4 参加資格 プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げ
る事項を満たす者でなければならない。
 - (1) 市に令和 7 年度に有効な「一般競争（指名競争）参加資格審査
申請書（測量・コンサルタント等の業種のうち、建設コンサルタ
ント）」又は「物品・委託業務業者登録申請書（H-ク 各種委託
業 調査・分析）」を提出していること。
 - (2) 公示日現在から受託候補者特定の日までの間、生駒市より入
札参加停止措置を受けていないこと。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条
の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
 - (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申立て
がなされていないこと。
 - (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続き開
始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第
225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。た
だし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定に
よる再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 令和 2 年度から令和 6 年度までの間に、他の地方公共団体において、公共施設の利活用に関する調査業務及び施設利活用基本方針策定業務の実績があること。

5 提出等

(1) 提出期限： 令和 7 年 10 月 27 日（月）16:30 まで（必着）

(2) 提出場所： 生駒市役所 都市整備部 施設マネジメント課（3 階 36 番窓口）

〒630-0288 奈良県生駒市東新町 8 番 38 号

(3) 提出方法： 持参又は郵送によること。

※郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

※持参の場合は、市役所の閉庁日を除く。